

平成30年度 第1回鶴岡市環境審議会

日時：平成30年7月11日（水）14：00～

場所：総合福祉センター「にこふる」3階会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 平成29年度事業概要について

(2) 平成30年度主要事業について

(3) 鶴岡市の大気等環境保全状況について

(4) 第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画について

(5) その他

4. その他

5. 閉 会

平成30年度 鶴岡市環境審議会委員名簿

(任期：H29.4.1～H31.3.31)

1. 審議会委員

	団 体 等	委 員		備 考
		職 名	氏 名	
学識経験者	山形大学農学部	教 授	俵 谷 圭太郎	会長
	東北公益文科大学	教 授	古 山 隆	
	慶應義塾大学先端生命科学研究所	特任講師	平 山 明 由	
	鶴岡工業高等専門学校	准教授	佐 藤 司	副会長 欠席
	庄内地域地球温暖化対策協議会	会 長	小 谷 卓	
	鶴岡市教育委員会	教育委員	田 中 芳 昭	欠席
関係行政機関の職員及び関係団体の役職員	朝日庄内森林生態系保全センター	所 長	笠 井 史 宏	欠席
	庄内総合支庁	保健福祉環境部環境課長	前 田 学	
	鶴岡商工会議所	工業部会副部長	菅 原 眞 一	
	出羽商工会	出羽商工会女性部長	平 親 義	欠席
	出羽庄内森林組合	代表理事組合長	菅 原 勝	
	温海町森林組合	代表理事組合長	本 間 文 夫	
	鶴岡市農業協同組合	代表理事専務	伊 藤 淳	
	庄内たがわ農業協同組合	代表理事専務	宮 崎 重 美	欠席
	山形県漁業協同組合	由良総括支所長	佐 藤 修	欠席
	鶴岡市観光連盟	事務局次長	深 野 修 一	
鶴岡自然調査会	代 表	水 野 重 紀		

2. 事務局

市民部	市民部長	白 幡 俊	
市民部環境課	環境課長	伊 藤 慶 也	
市民部環境課	課長補佐	富 樫 昌 明	
市民部環境課	専門員	吉 田 修	
市民部環境課	専門員	井 上 崇	
市民部環境課	主 事	佐 藤 英 世	
市民部環境課	主 事	鎗 谷 知 朗	

席次表

会長

山形大学農学部

教授 俵谷 圭太郎 様

東北公益文科大学
教授 古山 隆 様

慶應義塾大学先端生命科学研究
特任講師 平山 明由 様

庄内地域地球温暖化対策協議会
会長 小谷 卓 様

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課
課長 前田 学 様

鶴岡商工会議所工業部会
副部会長 菅原 眞一 様

委
員

出羽庄内森林組合
代表理事組合長 菅原 勝 様

温海町森林組合
代表理事組合長 本間 文夫 様

鶴岡市農業協同組合
代表理事専務 伊藤 淳 様

鶴岡市観光連盟
事務局次長 深野 修一 様

鶴岡自然調査会
代表 水野 重紀 様

委
員

事務局

専門員	市民部長	環境課長	課長補佐
吉田 修	白幡 俊	伊藤 慶	富樫昌明

事務局

主事	専門員
樋谷 知	井上 崇

改正

平成25年3月22日条例第2号
平成25年9月19日条例第37号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、鶴岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員及び関係団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員)

第7条 審議会に、特定事項の調査及び研究をさせるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(幹事)

第8条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成25年3月22日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。